

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例	法令番号	平成 10 年佐賀県条例第 22 号
手続名	爆発物等携帯（運搬）許可	根拠条項	第 11 条第 2 号
審 査 基 準	<p>次の各号に掲げる場合に限り、爆発物等携帯（運搬）許可を与えることができる。</p> <p>(1) 航空機への給油の場合</p> <p>(2) 空港における工事の場合</p> <p>(3) その他佐賀空港事務所長が特別の事由があると認める場合</p>		
受付 機関	佐賀空港事務所	処理 機関	佐賀空港事務所
交付 機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14 日
		標準経過期間	日
		目次	6